

特定非営利活動法人地球市民の会 総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人地球市民の会（以下、「当会」という。）の定款第 55 条に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出席)

第2条

理事長及び副理事長は、止むを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 監事は、総会に出席し、意見を述べるものとする。

3 総会で必要と認めた場合、当会の役員以外の者に、参考人として総会への出席を求めることができる。

第2章 総会の種類及び招集

(総会の開催)

第3条

通常総会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

(招集の手続)

第4条

総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所、方法

(2) 総会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、定款第 25 条第 2 項の規定により正会員並びに同条同項第 3 条により監事が総会を開催する場合には、その各自が前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第3章 総会の議事

(表決権行使書)

第5条

表決権行使書に係る取扱いについては、次のとおりとする。

2 表決権行使書は、総会の日時の直前の業務時間終了時までには本法人に到着しないものは無効とする。

3 表決権行使書の各議案に対する意志表示は、賛成又は反対のみとする。

4 各議案の賛否の両方に表示がある場合及び両方に表示がない場合には、その議案について賛成とみなす。

5 賛成の欄に指定された記号以外の表示があっても、その議案について賛成したものとみなす。

(委任状)

第6条

正会員もしくは学生会員が他の出席する正会員もしくは学生会員に代理人として表決と委任する委任書面（以下「委任状」という。）を提出した場合の取扱いは、次のとおりとする。

2 委任状は、総会の日時の直前の業務時間終了時までには当会に到着しないものは、無効とする。

3 受任者が委任された委任状をもって再度他の正会員及び学生会員に委任することはできない。

4 受任者を指定しないもの及び受任者の承諾を得ていない委任状は、無効とする。

(正会員もしくは学生会員の総会招集の請求)

第7条

定款第25条第2項第2号に基づき、正会員もしくは学生会員が一定の事項を総会招集の目的とすることを請求するときは、その請求は、社員総会の日から14日前までにしなければならない。この場合、その正会員もしくは学生会員は、会議の目的である事項を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

(理事等の説明義務)

第8条

理事及び監事、事務局は、総会において、正会員もしくは学生会員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が総会の目的である事項に関係しない場合、もしくはその他、説明を拒む正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

第4章 事務局

(事務局)

第9条

総会の事務局には、事務局長および事務局次長がこれに当たる。

第5章 雑則

(改廃)

第10条

この規則の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が制定する。

附則

この規則は、2024年9月11日から施行する。